

令和8年6月4日

署名議員	番
	番

令和8年6月中札内村議会定例会議案

中 札 内 村

提出議案目次

番 号	件 名
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書について
議案第 2 8 号	中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
議案第 2 9 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 0 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 1 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 2 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 3 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 4 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 5 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 6 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 7 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 8 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 9 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 0 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 1 号	中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 2 号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 3 号	町の区域の変更について
議案第 4 4 号	元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 4 5 号	西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 4 6 号	西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 4 7 号	南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
議案第 4 8 号	財産の取得について
議案第 4 9 号	財産の取得について
議案第 5 0 号	財産の取得について
議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について
議案第 5 2 号	令和 8 年度中札内村一般会計補正予算について
議案第 5 3 号	令和 8 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 5 4 号	令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 8 年 6 月 4 日提出

中 札 内 村 長 川 尻 年 和

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書について

令和 7 年度中札内村一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和7年度 中札内村繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国道補助金	その他	村債	
2 総務費	1 総務管理費	宅地分譲地造成工事	114,461,000	114,461,000	0	0	0	0	114,461,000
2 総務費	1 総務管理費	住民基本台帳システム改修委託	1,073,000	1,073,000	0	1,072,000	0	0	1,000
2 総務費	2 企画費	ふるさと納税事業	1,741,000	1,741,000	0	0	0	0	1,741,000
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当	600,000	600,000	0	600,000	0	0	0
6 農林業費	2 農業費	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金	1,324,550,000	1,324,550,000	0	1,214,171,000	0	110,300,000	79,000
6 農林業費	3 畜産費	大規模草地育成牧場取水井戸掘削工事	37,510,000	37,510,000	0	0	0	37,500,000	10,000
7 商工観光費	1 商工観光費	地域応援プレミアム商品券事業補助	5,996,000	5,996,000	0	5,996,000	0	0	0
7 商工観光費	1 商工観光費	にぎわいづくり起業家等支援事業補助金	5,117,000	5,117,000	5,117,000	0	0	0	0
7 商工観光費	1 商工観光費	返還金(中小企業新型コロナウイルス対策基金残額返還)	73,000	73,000	72,000	0	0	0	1,000
7 商工観光費	1 商工観光費	修繕料(道の駅屋外トイレ修繕)	900,000	900,000	0	0	0	0	900,000
7 商工観光費	1 商工観光費	道の駅屋外物産販売所等塗装等工事	6,215,000	6,215,000	0	0	0	5,500,000	715,000
8 土木費	5 住宅費	公営住宅改修工事(その2)	20,438,000	20,438,000	0	7,380,000	0	12,400,000	658,000
合 計			1,518,674,000	1,518,674,000	5,189,000	1,229,219,000	0	165,700,000	118,566,000

議案第 28 号

中札内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

中札内村固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので議会の同意を求める。

記

帯広市西 19 条南 3 丁目 9 番 8 号

佐 藤 芳 夫

昭和 23 年 10 月 6 日生

議案第 29 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村新生東1線225番地3

岩 崎 剛 史

昭和49年1月15日生

議案第 30 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村中戸蔦東6線133番地7

柴 田 稔 博

昭和45年6月5日生

議案第 3 1 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村西戸蔦東3線149番地2

濱 野 裕 二

昭和39年2月9日生

議案第 3 2 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村共栄東3線144番地41

埤 田 隆 志

昭和38年10月22日生

議案第 33 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村東1条南5丁目2番地

佐藤 充 孝

昭和45年4月24日生

議案第 3 4 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村西札内 5 6 番地 1 3

水 崎 勝 秀

昭和 3 5 年 7 月 5 日生

議案第 35 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村元更別東3線331番地14

森 淑嗣

昭和49年5月23日生

議案第 3 6 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村大通北1丁目3番地2

山 口 公 雄

昭和29年3月29日生

議案第 37 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村西札内2番地100

鈴木 聖 子

昭和40年2月10日生

議案第 38 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村南常盤東2線292番地24

大 島 克 仁

昭和51年1月21日生

議案第 39 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村常盤西1線280番地6

加 茂 円 裕

昭和40年1月1日生

議案第 4 0 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村協和東5線256番地11

内 田 正 樹

昭和44年7月13日生

議案第 4 1 号

中札内村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

中札内村農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

中札内村栄東1線338番地7

島 田 浩 幸

昭和43年6月21日生

議案第 4 2 号

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

中札内村国民健康保険税条例（昭和 60 年条例第 15 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中札内村国民健康保険税条例（昭和60年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民健康保健事業」を「国民健康保険事業」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「5.30」を「5.80」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第7条の3及び第15条」を「第7条の2、第9条の7及び第23条」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「2.10」を「2.25」に改める。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とする。

第8条中「1.20」を「1.35」に改める。

第9条の次に次の5条を加える。

第9条の2及び第9条の3 削除

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それ

それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

(2) 特定世帯 500円

(3) 特定継続世帯 750円

第18条を第26条とし、第17条を第25条とする。

第16条の4第2号イ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に、「④」を「(エ)」に、「⑤」を「(オ)」に改め、同条を第24条の4とし、第16条の3を第24条の3とし、第16条の2を第24条の2とし、第16条を第24条とする。

第15条の2中「第16条の2」を「第24条の2」に、「第15条の2」を「第23条の2」に改め、同条を第23条の2とする。

第15条第1項中「66万円」を「67万円」に、「」並びに「」を「」に改め、「場合には、17万円」の次に「並びに同条5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号イ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号エ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号に次のように加える。

カ 削除

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 700円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(イ) 特定世帯 350円

(ウ) 特定継続世帯 525円

第15条第1項第2号中「305,000円」を「31万円」に改め、同号イ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号エ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号に次のように加える。

カ 削除

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

(イ) 特定世帯 250円

(ウ) 特定継続世帯 375円

第15条第1項第3号中「560,000円」を「57万円」に改め、同号イ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号エ中「①」を「(ア)」に、「②」を「(イ)」に、「③」を「(ウ)」に改め、同号に次のように加える。

カ 削除

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

(イ) 特定世帯 100円

(ウ) 特定継続世帯 150円

第15条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第15条第3項中「及び」を「並びに」に改め、同項各号列記以外の部分中「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項第2号中「第5条」を「第4条」に改め、同項第4号中「第7条の2」を「第7条」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第15条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第15条を第23条とする。

第14条第1項中「第17条」を「第25条」に改め、同条を第22条とし、第13条を第21条とする。

第12条第1項中「第15条」を「第23条」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

第14条から第20条 削除

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（徴収の方法）

第11条 国民健康保険税は、普通徴収の方法によって徴収する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附則第4項中「第15条」を「第23条」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の4及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

附則第5項中「及び第15条」を「、第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改める。

附則第7項中「及び第15条」を「、第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改める。

附則第8項中「及び第15条」を「、第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改める。

附則第9項を削る。

附則第10項中「及び第15条」を「、第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「及び第15条」を「、第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「第8条及び第15条」を「第8条、第9条の4及び第23条」に、「この条及び第15条」を「この条及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「第8条及び第15条」を「第8条、第9条の4及び第23条」に、「この条及び第15条」を「この条及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「及び第15条」を「第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「及び第15条」を「第9条の4及び第23条」に、「第15条第1項中」を「第23条第1項中」に改め、同項を附則第14項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の中札内村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 43 号

町の区域の変更について

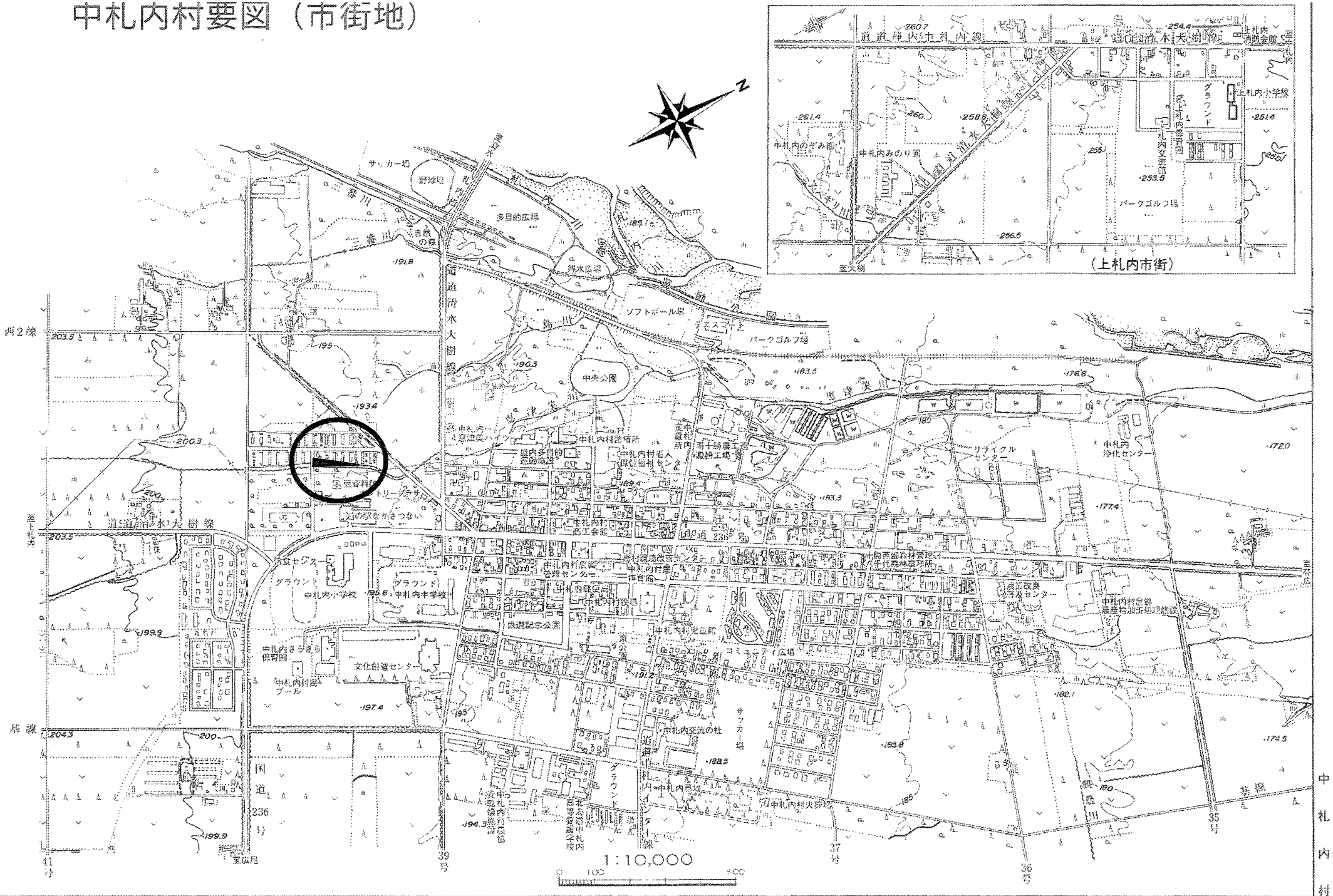
西 2 条南 8 丁目の一部区域の変更について、地方自治法第 260 条第 2 項の規定による告示で定める日から別図のとおり町の区域を変更するため同条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

西 2 条南 8 丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
西 2 条南 7 丁目	西 2 条南 7 丁目の全部及び 西 2 条南 8 丁目の一部

中札内村要図 (市街地)



北海道河西郡中札内村地籍図



議案第 4 4 号

元更別辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地総合整備計画を変更するため議会の議決を求める。

総合整備計画書

北海道 中札内村 元更別辺地
 (辺地の人口 54人、面積 16.9k㎡)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
 河西郡中札内村元更別、南札内
- (2) 地域の中心の位置
 河西郡中札内村元更別東2線343番地4
- (3) 辺地度数
 188点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 農業水利施設 ~ この地域は、本村の南部に位置し、公共施設及び福祉施設から遠隔の地で、他の地域に比べ著しく整備が遅れている地域である。また、用水系統の根元に当たる札内川導水路において、管体の破損による漏水が発生するなど多大な労力を要している状況であることから、国営応急対策特別事業に対して負担金を支出する。
- ・ 林道 (林道点検診断・保全整備事業) ~ 橋梁点検の結果、桁・床版の腐食等が発見され、道路橋の機能に支障を生じる可能性があることから、林道点検診断・保全整備事業を実施する。
- ・ 林道 (林道改修事業) ~ 令和7年9月の線状降水帯により、路面や溝渠などに大きな被害を受けており、今後の使用に支障が生じることから改修工事を実施する。
- ・ 給水施設 ~ 札内川圃地給水施設は、老朽化による倒壊の危険性がある。また、大雨時には井戸水の濁りが解消せず、飲料水として使用できないことがあるため、安全で安心して使用できる飲料水の確保が課題となっている。また、今後予定しているトイレ・炊事場整備後の水量確保が難しいことから、令和5年度以降に給水タンクの大型化と浄化装置の新設が必要である。
- ・ トイレ・炊事場 ~ 札内川圃地トイレは、建築から相当年数経過（バンガローサイトトイレ昭和54年建築、キャンプサイト平成3年建築）しており、経年劣化に伴うひび割れ等がみられる。札内川圃地炊事場は、平成28年の台風被害によりバンガローサイト炊事場を失っており、キャンプ場利用者に対して炊事場が不足している状況である。利用者の安全や利便性向上を図るため、トイレ及び炊事場の整備が必要である。
- ・ 公共牧場施設 (道営草地畜産基盤整備事業) ~ 大規模草地育成牧場は当村の公共牧場であるが、近年は酪農家の規模拡大による多頭化経営が進んでおり、受け皿としての牧場整備が喫緊の課題となっている。既存の施設では、受け入れできず村外の牧場に預託している状況である。バンカーサイロ及び堆肥舎等を整備し、村内の育成牛を十分に預託できる環境を整える必要がある。また、草地造成を行い採草地の面積を増加させることで、増頭分の飼料確保を図る。
- ・ 公共牧場施設 (機械導入事業) ~ 村が保有する広大な草地の維持管理に必要な牧草収穫・調整作業機械（ジャイロレーキ）が昨年度の作業中に故障している状態である。機械を購入し、牧草を適期収穫したのちの調整作業による良質な粗飼料の生産を図る。また、道営草地畜産基盤整備事業による令和7年度以降の大規模な草地更新を控え、既存のスプレーヤーでは適期の防除実施が困難なことから、大容量タンクに更新し、適切な草地の維持管理および雑草の防除を図る。

- ・ 公共牧場施設
（取水井戸整備事業） ～ 道営草地畜産基盤整備による大規模草地育成牧場の整備・拡充に伴い、牧場施設の雑用水が既存施設の冬期間の地下水位低下により取水能力が不足することから、新施設の育成牛500頭に供給する雑用水を確保するため新施設用地内に井戸を掘削する。
- ・ 路上路盤再生工事
（上札内・南札内道路） ～ 当該路線は、主要道道である道道111号線の沿線に位置し、営農地域及び観光地に接続されている。造成から40年以上が経過し、損傷状況が顕著なことから、中札内村舗装個別施設計画に基づき道路修繕を行い道路施設の長寿命化を図る。
- ・ 水道施設
（監視通信システム更新工事） ～ これまで、各水道施設（南札内浄水場、高区配水池）にてNTT専用回線を繋ぎ、一体化した水質の監視や遠隔操作等を行ってきたが、NTT専用回線が令和11年をもってサービス終了となる。廃止後は水質監視不能や警報未着、遠隔操作不可等重大な支障が発生する。システムの安定運用を継続し、水道の品質を確保するためにNTT光回線へと更新を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から 令和8年度までの 5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業水利施設 （国営応急対策特別事業）	中札内村	5,951		5,951	3,800
林道 （林道点検診断・保全整備事業）	中札内村	9,229	4,488	4,741	4,700
林道 （林道改修事業）	中札内村	(10,128)		(10,128)	(10,100)
給水施設 （札内川圃地給水施設整備事業）	中札内村	28,490	12,015	16,475	16,400
トイレ炊事場 （札内川圃地トイレ炊事場整備事業）	中札内村	119,878	4,288	115,590	115,300
公共牧場施設 （道営草地畜産基盤整備事業）	中札内村	(543,136)		(543,136)	(543,000)
公共牧場施設 （機械導入事業）	中札内村	466,700		466,700	466,500
公共牧場施設 （取水井戸整備事業）	中札内村	(13,750)		(13,750)	(13,700)
公共牧場施設 （取水井戸整備事業）	中札内村	17,500		17,500	17,500
公共牧場施設 （取水井戸整備事業）	中札内村	(37,510)		(37,510)	(37,500)
路上路盤再生工事 （上札内・南札内道路）	中札内村	38,148		38,148	38,100
路上路盤再生工事 （上札内・南札内道路）	中札内村	(63,673)		(63,673)	(63,600)
路上路盤再生工事 （上札内・南札内道路）	中札内村	31,000		31,000	31,000
水道施設 （監視通信システム更新工事）	中札内村	(29,055)		(29,055)	(14,500)
合計		(860,800)		(840,009)	(822,600)
		716,896	20,791	696,105	693,300

議案第 45 号

西札内辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地総合整備計画を変更するため議会の議決を求める。

総合整備計画書

北海道 中札内村 西札内辺地
(辺地の人口 64人、面積 20.3km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称 河西郡中札内村西札内、新札内南
(2) 地域の中心の位置 河西郡中札内村西札内2番地83
(3) 辺地度点数 203点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 農業水利施設 ～ この地域は、本村の南西部に位置し、公共施設及び福祉施設から遠隔の地で、他の地域に比べ著しく整備が遅れている地域である。また、用水系統の根元に当たる札内川導水路において、管体の破損による漏水が発生するなど多大な労力を要している状況であることから、国営応急対策特別事業に対して負担金を支出する。
- ・ 林業専用道 ～ 台風等によって既存の作業道が崩れたことで、林帯の整備が遅れた経緯があることから、林業専用道整備事業を実施する。
- ・ 公共牧場施設 ～ 大規模草地育成牧場は当村の公共牧場であるが、近年は酪農家の規模拡大による多頭化経営が進んでおり、受け皿としての牧場整備が喫緊の課題となっている。既存の施設では、受け入れできず村外の牧場に預託している状況である。バンカーサイロ及び堆肥舎等を整備し、村内の育成牛を十分に預託できる環境を整える必要がある。また、草地造成を行い採草地の面積を増加させることで、増頭分の飼料確保を図る。
- ・ 水道施設 (監視通信システム更新工事) ～ これまで、各水道施設(中島浄水場)にてNTT専用回線を繋ぎ、一体化した水質の監視や遠隔操作等を行ってきたが、NTT専用回線が令和11年をもってサービス終了となる。廃止後は水質監視不能や警報未着、遠隔操作不可等重大な支障が発生する。システムの安定運用を継続し、水道の品質を確保するためにNTT光回線へと更新を行う。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から 令和8年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業水利施設 (国営応急対策特別事業)	中札内村	5,449		5,449	3,400
林業専用道 (林業専用道整備事業)	中札内村	(82,768) 88,387	(42,212) 45,077	(40,556) 43,310	(40,400) 43,200
公共施設牧場 (道営草地畜産基盤整備事業)	中札内村	(10,189) 15,950		(10,189) 15,950	(10,000) 15,500
水道施設 (監視通信システム更新工事)	中札内村	(42,400)		(42,400)	(21,200)
合計		(140,806) 109,786	(42,212) 45,077	(98,594) 64,709	(75,000) 62,100

議案第 46 号

西戸蔦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地総合整備計画を変更するため議会の議決を求める。

総合整備計画書

北海道 中札内村 西戸蔦辺地
(辺地の人口 117人、面積 11.2km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡中札内村西戸蔦、新札内、東戸蔦
- (2) 地域の中心の位置
河西郡中札内村西戸蔦東3線157番地10
- (3) 辺地度数
112点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 農業水利施設 ~ この地域は、札内川と戸蔦別川に挟まれており、波状丘を有する土地である。低地が湿潤なこともあって地質条件に恵まれていない。また、用水系統の根元に当たる札内川導水路において、管体の破損による漏水が発生するなど多大な労力を要している状況であることから、国営応急対策特別事業に対して負担金を支出する。
- ・ 路上路盤再生工事 (新札内44号道路ほか) ~ 昭和55年3月に道路認定を受けた本路線は、造成後40年以上が経過し、造成当初砂利道路として整備されたが、その後防塵対策として、表層のみを舗装した「簡易舗装」道路として現在管理している。しかし、近年の営農機械大型化により、路面上に大小のクラックが発生し、車両走行性及び安全性に支障をきたす状況である。このことから、中札内村舗装個別設計計画に基づき、経費削減及び施工期間の短縮を目的に、路上路盤再生工法を適用し、工事を実施する。
- ・ 舗装補修工事 (西戸蔦東3線道路) ~ 昭和55年3月に道路認定を受けた本路線は、造成後40年以上が経過し、表層部の劣化がみられる。近年の営農機械大型化により、舗装に影響を及ぼし、ひび割れやわだち掘れ等の損傷が助長され、車両走行性及び安全性に支障をきたす状況である。このことから、中札内村舗装個別設計計画に基づき、経費削減及び施工期間の短縮を目的に、オーバーレイ工法を適用し、工事を実施する。
- ・ 公共施設 (堆肥化処理施設整備事業) ~ 堆肥化処理施設の安定的な運営のため、老朽化が進んでいるホイールローダを更新する。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から 令和8年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業水利施設 (国営応急対策特別事業)	中札内村	6,079		6,079	3,800
路上路盤再生工事 (新札内44号道路ほか)	中札内村	(55,495) 57,365		(55,495) 57,365	(55,400) 57,300
舗装補修工事 (西戸蔦東3線道路)	中札内村	(36,766)		(36,766)	(36,700)
公共施設 (堆肥化処理施設整備事業)	中札内村	(28,413)		(28,413)	(21,400)
合計		(126,753) 63,444	0	(126,753) 63,444	(117,300) 61,100

議案第 4 7 号

南常盤辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり辺地総合整備計画を変更するため議会の議決を求める。

総合整備計画書

北海道 中札内村 南常盤辺地
(辺地の人口 104人、面積 13.9 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
河西郡中札内村南常盤、元札内
- (2) 地域の中心の位置
河西郡中札内村南常盤東1線292番地17
- (3) 辺地度点数
141点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 農業水利施設 ~ この地域は、本村の南部に位置し、公共施設及び福祉施設から遠隔の地で、他の地域に比べ著しく整備が遅れている地域である。また、用水系統の根元に当たる札内川導水路において、管体の破損による漏水が発生するなど多大な労力を要している状況であることから、国営応急対策特別事業に対して負担金を支出する。
- 水道管 ~ 安定した上水道水の供給を目的に、特に漏水頻度が高い箇所について、耐震性並びに耐食性に優れた管種への更新工事を実施する。

3. 公共的施設の整備計画

令和4年度から 令和8年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
農業水利施設 (国営応急対策特別事業)	中札内村	8,632		8,632	5,300
水道管 (水道管更新工事)	中札内村	(49,060) 40,000		(49,060) 40,000	(24,500) 20,000
合計		(57,692) 48,632		(57,692) 48,632	(29,800) 25,300

議案第 48 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 食缶・食器消毒保管機購入業務 |
| 2 | 品 目 | 食缶・食器消毒保管機 3 台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得の方法 | 北海道市町村備荒資金組合からの譲渡取得 |
| 5 | 取 得 価 格 | 14,168,000円 |
| 6 | 取 得 先 | 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 原田 裕 |

議案第49号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 名 称 | 堆肥化处理施設備品購入業務 |
| 2 品 目 | ホイールローダー 1台 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 取得金額 | 25,300,000円 |
| 5 取得先 | 帯広市西24条北1丁目3番4号
コマツ道東株式会社帯広支店
支店長 山中 重幸 |

議案第50号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 名 称 | 通学用自動車（スクールバス）購入業務 |
| 2 | 品 目 | 車両 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 取得金額 | 27,500,000円 |
| 5 | 取得先 | 帯広市西20条北1丁目3番地2
東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店
支店長 山田 昌信 |

議案第 5 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の名称 | 文化創造センター舞台照明設備他改修工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 3 1 2, 7 3 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 河西郡中札内村西1条北2丁目26番地
双栄・相互 経常建設協同企業体
代表 有限会社 双栄電気工業
代表取締役 板倉 利幸 |

議案第 5 2 号

令和 8 年度中札内村一般会計補正予算について

令和 8 年度中札内村一般会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 53 号

令和 8 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

令和 8 年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。

議案第 54 号

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

令和 8 年度中札内村介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり調製したので提出する。